

名張毒ぶどう酒事件

第10次再審異議審・再審を認めない不当決定に抗議する

2022年3月3日

えん罪名張毒ぶどう酒事件・全国の会
日本国民救援会中央本部
再審・えん罪事件全国連絡会

本日、名古屋高等裁判所刑事第2部(鹿野伸二裁判長)は、名張毒ぶどう酒事件の再審を認めない不当決定を下した。

本決定は、新証拠「糊鑑定」について、弁護団が求めた鑑定人尋問を行わず裁判所の勝手な判断で専門家の鑑定意見を退け、また、裁判所自らが59年を経て開示させた懇親会参加者の供述をこれまた理由さえ示さずに単に信用できないとして否定した。

これらの証拠は、「毒物混入時に封かん紙が破れて落ちたのをそのままにしておいた」とする奥西勝さんの「自白」を否定し、毒物混入の痕跡を残さぬように自宅にあった糊で封かん紙を貼り直した真犯人の存在をはっきりと示したが、ただ裁判所のみがこれを頑なに認めず、かつて自ら下した「死刑」判決をなりふり構わず維持し続けている。その姿勢は極めて異常であり、「無事の救済」という再審理念をかなぐり捨てた、もはや司法の名に値しないものである。また、本決定は再審請求人に無罪の立証を求め、「疑わしきは被告人の利益に」の刑事裁判の鉄則は再審にも適用されるとした「白鳥・財田川決定」にも反する不当決定である。

私たちはこの不当きわまる決定に対し、満身の怒りを込めて抗議する。

そもそもこの事件は、一審無罪判決で終わっていなければならない事件であった。それが、控訴審で偽造鑑定が提出されるといった不正行為によって一転死刑が宣告され、再審審理においても、はじめから有罪の結論を決めた裁判所は、科学的新証拠を単なる可能性や勝手な推論だけで斥け、「自白」を不当に偏重し、時には審理そのものを放棄し、不当決定を繰り返してきた。さらに検察官は、無罪証拠を隠し続け、裁判所もそれを放置した極めて許しがたい行為と言わざるをえない。とりわけ奥西勝さんの「自白」を否定する懇親会参加者の供述調書が59年間も隠され、果ては第7次再審でこうした証拠が存在しないと回答した検察官の行為は、犯罪に等しいものである。

35歳で逮捕された奥西勝さんは、こうした司法の不正義によって死刑の恐怖におびえつつ、獄中から54年間無実を叫び続け、2015年10月4日、89歳で無念の獄死へと追いやられてしまった。司法はこの重い責任を深く自覚し、二度と同じ過ちを繰り返さないことを誓うべきである。さらに、かかる不正義を許さないために国会で「再審法」を改正することが急務となっている。

再審請求人・岡美代子さんと名張事件弁護団は、この不当決定に対し、即刻、特別抗告をする決意を固めた。岡美代子さんは92歳という高齢になっており、一刻も早い再審開始が求められている。私たちは、奥西勝さんの無念を晴らして名誉を回復させるため、妹の岡美代子さん、弁護団との団結をさらに強め、本日の決定の不当性を広く訴え、最高裁判所で何としても再審開始を勝ち取る決意である。

全国の皆さんにさらなるご支援を心から訴えるものである。